

概要（日本語）
資本移動自由化及び現在の不可視取引に関する
OECD 規約：ユーズガイド

Overview

OECD Codes of Liberalisation of Capital Movements
and of Current Invisible Operations: User's Guide

Japanese Translation

本概要は OECD 刊行物の抜粋を翻訳したものです。
ご希望の際は、OECD オンライン ブック ショップから無料で入手できます。
(www.oecd.org)

本概要は OECD の公式翻訳ではありません。



ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT

経済協力開発機構

OECD 自由化規約概説

はじめに

資本、投資、サービスの国境を超える自由な流通は経済成長、雇用、開発の原動力である。これらの自由な流通は、競争と経済効率を促進して消費者に恩恵をもたらし、企業に資金と技術革新をもたらす。また、先進国と開発途上国の違いを問わず、受け入れ国と発出国の双方に恩恵をもたらす。こうした考えは当初から国際的な経済・金融関係に対するOECDのアプローチの核心にあるものであるが、全ての素晴らしい考えと同じように、自由で開かれた市場という基本的な考え方がうまく機能するのは、実生活上の様々な状況を勘案して適用された場合のみである。それぞれの国とその国民は、自国の経済、インフラ、金融市場の発展度に応じて、自国市場を資本とサービスの自由なフローに開放した場合のニーズ、懸念、可能性が異なる。成長と開発は持続可能なものである必要がある。長期的な社会全体への恩恵を保証できるのは、自由化へのバランスのとれた包括的なアプローチのみである。

こうした課題 - 各国に特有の状況を尊重しつつ全ての国で開かれた市場を促進する - に直面し、OECD 諸国は40年前に、直接投資や事業設立も対象とするOECD 資本移動自由化規約とサービスを対象とするOECD 貿易外取引自由化規約という、自由化へと徐々に前進していくためのバランスのとれた枠組みを創設した。両規約は、開かれた市場という中心的な考え方に深くコミットしつつ、圧力と交渉ではなく理解と説得に重きを置いた協議プロセスに依存したものである。

このように、両規約は、長年にわたりOECD 加盟国が資本とサービスの自由な流通への不必要な障害を除去するという目的を追求することを効率的にサポートしてきた。今日、グローバル化と自由化の問題に対する一般の関心が世界的にかつてなく高まっているが、この関心にはしばしば憂慮と不信が伴っている。ピアレビューと討議に支えながら両規約の下で段階的に自由化を進めてきた経験は合理的かつ調和的な国際協力の範例となる。

規約の内容と構成はどのようなものか

OECD 自由化規約は、OECD 加盟国政府の行動規則を定めた法的な文書であり、厳密に言えば、OECD 理事会の決定である。OECD 理事会は各国が一票の投票権を持つOECDの最高機関である。全会一致を原則とするその決定は加盟国政府を法的に拘束するが、例えばWTO（世界貿易機関）協定のような国際法上の条約や国際協定ではない。

両規約は一部の例外を除いてほぼ同じ条項で構成されている。両規約とも第1条で、加盟国は資本移動と貿易外取引に関する制限を互いに撤廃するという一般的な目的に同意するという中心的な考えを明記している。残りの条項は加盟国がこの目標の実現に取り組む枠組みについて規定している。例えば次のような条項がある。

- ・ 留保を付し維持することによって段階的に自由化を進めていく権利
- ・ 無差別義務
- ・ 治安や安全保障上の理由による例外
- ・ 一時的な経済的苦境に見舞われた場合の適用制限
- ・ EU(欧州連合)のような地域的取り決めおよびその特別なプロセスとの両立を確保するための条項
- ・ OECDの特別委員会である資本移動・貿易外取引委員会による通知・審査・協議システム

各規約には、二つの主要な付属文書として、対象とされる取引のリストと現加盟国の留保のリストが付いている。

どのような国際取引が規約の対象となるか

両規約は適用される経済活動について厳密に定義している。これらの活動のリストは各規約の付属文書で提示されている。付属文書に明記されている国際取引は項目(アイテム)と呼ばれる。加盟国は自国が同意したい項目について積極的な選択をしない。即ち、「選り好み」はできない。特別に留保を付すことはできるが、全ての項目が全面的に適用される。

OECD資本移動自由化規約は、EUとEEA(欧州経済地域)の規則を除けば、国際資本移動の全面的な自由化を促進する唯一の国際的な文書である。この規約が作成された1961年の時点では、適用範囲は非常に限定されていた。しかし、その後、各国経済は統合を強め、金融市場に関する規制はより調和し、資金調達の手法はより高度化している。この結果、加盟国は取引のリストを徐々に拡大してきており、それはほぼ完全なものとなされている。

今日、資本移動自由化規約は、株式・債券・投資信託の発行と売買、短期金融市場取引、クロスボーダーの与信・融資・相続など、OECD諸国の居住者間のあらゆる長期・短期の資本移動に適用されるようになっている。更に、外国直接投資 - 外国企業によ

る既存企業OECD の買収や多国籍企業による子会社設立など - も適用対象となっている。

経常的貿易外取引自由化規約も幅広いクロスボーダーのサービス取引に適用されるが、さほど包括的ではない。クロスボーダーのサービス取引とは、非居住者のサービス提供者から居住者への、あるいは居住者のサービス提供者から非居住者への、サービスの供給を意味する。サービス提供者は企業である場合もあれば個人である場合もある。対象となる主要な業種は銀行・金融サービス、保険、専門的サービス、海上・陸上輸送、旅行・観光などである。

ここ10年ほどは銀行、金融サービス、保険分野での多くの進展が見られた。経常的貿易外取引自由化規約の義務はこの分野における国際化傾向の強まりを考慮してアップデートされ、拡張されている。OECD 諸国は、例えば、外国の銀行、金融機関、保険会社に対して支店や代理店を設立してサービスを提供する権利を与えるべきであるということ意見が一致している。もう一つの新しい点は、団体や自主規制機関に加入する権利 - 多くの国では金融サービスや専門的サービスを提供したいと思っている者にとって極めて重要な権利である - にかかわるものである。

規約の主要原則は何か

国際的な資本移動とサービス取引をあらゆる制限から解放し、OECD 諸国の居住者があたかも一つの国の居住者であるかのように互いに取引できるようにするという、両規約の究極的な目標の実現につながると考えられる方法はたくさんある。両規約の条項はこの目標への独自の詳細な行程表（ロードマップ）を提案したものである。これらの条項を読むと多くの主要な原則が浮かび上がってくる。

スタンドスティル

OECD 加盟国は両規約により、新たな障害を設けないことを受け入れている。規約上の義務に対する留保については、削減や撤廃ができるのみで、追加や拡大はできない。資本移動自由化規約のいくつかの特別な項目に対する新たな義務や一時的な経済的・財政的苦境を考慮に入れるための特別な適用制限手続きを除き、これは両規約の対象とされる全ての取引について言える。いったん制限を撤廃したら、その制限を再び導入することはできない。これはスタンドスティル義務と呼ばれる。できるだけ効率的にスタンドスティルを実現するため、政府は留保について、実際に存在する制限のみ

を反映するよう、極めて正確に表現するよう期待されている。従って、規制の現状は「確定」され、自由化を推進する方向にしか進めない(いわゆる「ラチェット効果」)。

ロールバック

両規約の主要な目標は自由化である。たとえ、加盟国が長い時間をかけ自国の状況に従って制限を撤廃していくことにより徐々に自由化を進めていく場合でもそうである。これはロールバック原則と呼ばれる。加盟国が資本・サービスの自由な流通への制限を維持することを決めている場合には、定期的にその国の状況が審査される。他の加盟諸国はその国から、なぜ引き続き制限を必要と考えているかの説明を聞くことになるが、その国が憂慮している問題は他のもっと制限の少ない方法でも解決できるということその国に納得させようとするかもしれない。両規約の手続きは強制やレバレッジの適用については規定していないが、自由化という共通目標への加盟国の強い決意や自由化プロセスのダイナミックな進展、協調精神などによって、留保の件数は長年にわたり目立って減少してきている。

一方的自由化

貿易や投資に関する他の国際協定とは逆に、両規約のアプローチはギブアンドテイクによる相互譲歩の交渉によるものではない。むしろ、両規約は、自由化は長い目で見れば貿易相手国の利益になるばかりでなく、それと同じくらい自国の利益にもなるので、加盟国は他の加盟国の譲歩をすぐに期待せずに制限の撤廃に動くべきであるとする基本的考えに基づいている。もちろん、このアプローチがうまく機能するのは、このアプローチが全ての当事者に共有され、全てのプレーヤーがゲームに参加している場合のみである。このアプローチがうまく機能しているのはOECD加盟国の同質性が比較的高いからであると見ることもできるが、一方的自由化はここ10年ほど、先進国、開発途上国、移行経済国の違いを問わず、世界的な傾向にもなっている。

無差別

OECD加盟国は全ての他の加盟国に同じように無差別に開かれた市場の恩恵を与えるよう期待されている。制限が存在する場合には、制限を全ての者に同じように適用しなければならない。経済的苦境に見舞われ、自らは自由化できない加盟国も、他の加盟国によって与えられる自由化の経済的メリットを受け続ける。両規約とも無差別(あるいは最恵国待遇)原則に留保を付すことは認めていない。この規則の唯一の例

外は、自動的に全てのOECD加盟国に拡張する必要のない、EUのような特別な地域統合システムの下で導入された自由化措置にかかわるものである。

透明性

透明性とは、OECD諸国における資本移動とサービス取引への障害に関する情報は完全で、最新で、包括的で、誰でも入手できるようにしなければならないということである。両規約はどのようにこの目標を達成するのだろうか。第一に、規約の対象とされている取引に影響を及ぼすあらゆる措置について通知するよう加盟国に義務付けることによって、第二に、これらの措置を修正する場合にはその修正についての通知を求めることによって、第三に、留保リストに掲載されているもの以外に制限が存在しないことを確信できるよう国別留保リストにできるだけ正確にこれらの措置を反映させること（これは定義義務への「トップダウン」アプローチと呼ばれる）によって、第四に、規約の最新版を、各国の立場とともに、OECDの公式ウェブサイトと定期刊行物に掲載することによってである。

各国の規約へのコミットメントの度合いは同じか

全ての加盟国は段階的自由化という共通目標については同意しているが、この目標への進捗度合いは同じではない。すぐに自由化できない加盟国は規約の特定の項目に留保を付すことが認められている。従って、ある時点での各国の立場は各規約に付属している留保リストを見れば分かる。これらの留保リストは各国の現在のコミットメントを明確化したものである。ある国が特定の項目に留保を付していなければ、その特定の項目の対象となっている取引は完全に自由化されていることが期待される。

留保には「完全留保」と「限定留保」がある。完全留保とは、その対象となる取引は全く行うことができないということであり、限定留保とは、その取引が一定の制限付きで認められるということである。留保については、一般に、加盟国が国際的な資本移動とサービス貿易に対して引き続きどのような制限を課していくのかをできるだけ正確に反映したものにすべきである。新たに留保を付す場合には、加盟国はその理由について説明し、維持している留保の定期審査を受けなければならない。OECDが制限の程度とその背景にある動機を定期的に審査するのは、完全留保を限定留保へと変え、さらに、限定留保を一層限定的にしたり、完全に撤廃させたりするためである。

各国の立場には実際のところ著しい差があるのだろうか。それぞれの国には他の国より自由化している分野があり、その分野は国によって異なっているので、十把一か

らげの総括的な評価を下すのは難しい。しかし、一部の国が他の国に率先して留保を撤廃していくことによって「牽引」役を引き受ける傾向にあるとは言えるだろう。他方、新規の加盟国は従来から「古くからの」加盟国の大半より留保リストが長くなる。

誰が規約の適用を監督するのか

加盟国が両規約の適用と実施について討議する場となっているのは、CMIT として知られているOECD 資本移動貿易外取引委員会である。全てのOECD 加盟国はCMIT のメンバーとして専門家を指名することができる。EU の代表も出席する。非加盟国を含め、他の代表が招請されることもある。IMF（国際通貨基金）とEFTA（欧州自由貿易地域）もオブザーバーとなっている。

CMIT は通常、年2回（春と秋に1回ずつ）数日間の会合を開いている。CMIT はOECD 事務局、特に資本移動・投資・サービス貿易課のスタッフの補佐を受けている。CMIT は、外国直接投資や特定のサービスセクター（保険やE ファイナンスなど）のように、深い専門知識と分析が必要とされる特定の問題について検討するアドホック作業部会を設置することができる。また、しばしば民間セクターや学界からも参加する、より非公式の会合やワークショップを主催することもできる。例えば、1994年から行われている専門的サービスの自由化に関するワークショップなどである。

両規約を監督する常設委員会はなぜ必要なのだろうか。両規約による自由化は、分析、協議、他の加盟国による説得に基づくダイナミックで継続的なプロセスだからである。CMIT は、資本移動自由化規約に基づき、各国の立場を定期的に審査し、その国がどうすればより開かれた市場へと前進できるかをその国とともに模索する。また、特定のセクターのみを対象としているものの、全ての国に対して行われる経常的貿易外取引自由化規約に基づく水平的審査も行う。CMIT がこの二つの審査の報告書を採用すると、報告書はOECD理事会に提出される。この二つの報告書にはしばしば特定国への勧告案や留保リスト修正決定案が付されている。これらに関する最終決定はOECD 理事会で行われる。

職務を適切に遂行するために、CMIT は両規約に影響を及ぼす可能性のある加盟国における政策措置に関する信頼できる情報を必要としている。両規約は、各国政府は規約に関係するあらゆる措置について60日以内にOECD に通知しなければならないと規定している。更に、CMIT はOECD 事務局のサポートを受け、独自の定期調査も行っている。CMIT は数多くの利用可能な資源を活用して、資本移動、直接投資、サービス貿易に影響する加盟国の新たな政策動向について体系的な審査と討議を行っている。

誰が規約による自由化の恩恵を受けるのか

両規約は各国政府に権利義務を生じさせる国際法上の法律文書である。法的には、加盟国の各国民・企業は、両規約から生じる海外投資、資金移動、クロスボーダーのサービス提供の権利を直接訴えることはできず、本国政府を通じて両規約の対象となる案件がCMIT で取り上げられるようにする必要がある。しかし、両規約は加盟国に対し、国内レベルで必要な措置を導入・維持することによって自国の義務を履行するよう要求している。

従って、自由化の最終的な受益者は各加盟国の国民・企業である。国民・企業は外国の株式や投信を売買したり、相続した資産を譲渡したり、他のOECD 加盟国で企業を設立したり、外国の顧客に法律的なサービスや金融サービスを提供したりすることができる。重要なのは、これらの恩恵を安定して享受でき、恩恵を取り消されることはないとの確信を持つることである。外国に生産拠点を設立するなどして、長期的に海外に投資する者にとって、この安定性は特に重要である。

自由化措置の恩恵を受けられるのはOECD 諸国の居住者に限られているのだろうか。両規約による法的なコミットメントはOECD 地域に対してのみ適用される。しかし、加盟国政府は自由化の恩恵をIMF の全加盟国に拡張するよう最大限努力することを受け入れている。従って、開発途上国や移行経済国の居住者もOECD 諸国の居住者と同じくらいOECD諸国における自由な市場アクセスの恩恵を受けることができる。実際、調査によれば、OECD各国政府は非OECD諸国への差別を伴わない自由化措置を導入する強い傾向が見られる。

両規約はEU 規制とどの程度整合しているか

前述のように、両規約は当初から、EU (旧EEC) のような特別なシステム内の地域統合プロセスを受け入れる余地を残している。EU 加盟国は全てOECD 加盟国でもあるが、EUとOECD のプロセスは互いに全く独立したものである。EU 加盟国は加盟国同士でより急速にあるいはより広範囲に自由化を進めることができる。両規約の無差別原則の例外として、EU 加盟国はEU 加盟国ではない他のOECD 加盟国に自由化措置を拡張しないことが認められている。具体例を一つ挙げると、EU 第二銀行指令によって単一「パスポート」(EU全域で銀行サービスを提供する免許)が導入されたが、この恩恵は他のOECD 諸国に完全には拡張されていない。

しかし、CMIT は、EU 規制・指令がEU 加盟国の両規約上の義務と両立しているかどうかを判断するため、EU 規制・指令の審査を行っている。特に、EU 域内の調和化と自由化によって第三国との取引に新たな障害をもたらされることにならないかどうかである。非常に自由化された政策を有しているEU 加盟国がEU 域内の調和化努力の一環として特定の分野でより制限的な政策を導入せざるを得なくなれば、新たな障害をもたらされることになる。OECD とEU の円滑な協力は、CMIT の会合にEU 委員会の代表者が毎回出席することによって促進されている。

EU 加盟国は加盟国同士でより急速に自由化を進めることができるが、それでも両規約の全体的な目標にコミットしている。EU 域内ですでに撤廃されている制限は、両規約の適用範囲に入っているものであれば、他のOECD 諸国に対してもいずれ撤廃すべきである。制限が全てのOECD 諸国に対して撤廃されるまで、自由化は完全なものにはならない。

両規約はWTO 協定と比較するとどうか

全てのOECD 加盟国はWTO にも加盟しており、WTO 協定に拘束されている。OECDの両規約の対象とされている分野に最も近いWTO 協定はサービス貿易一般協定（GATS）である。GATS は、クロスボーダーのサービス貿易ばかりでなく、サービス業の外国直接投資（FDI）や事業設立も対象としている。両規約がOECD 加盟国に限定されているのに対し、GATS にはほとんど全ての国が加盟できる。

GATS と両規約はいずれも自由化の促進という同じ目標を推進するものである。GATS のアプローチは特に二つの点で両規約のアプローチと異なっている。各国の個別的なコミットメントの定義に、両規約の「トップダウン」アプローチとは違って、「ボトムアップ」アプローチを採用していること、そして、一方的自由化と加盟国による説得ではなく一連の交渉によって目標を達成しようとしていることである。ボトムアップ・アプローチを採用しているということは、各国はGATS の全般的な適用範囲の中からコミットメントしたいと考えるセクターを選択できるということである。コミットメントに関して交渉するということは、自由化への進展はしばしば異なるサービスセクター間にまたがる相互譲歩を通じて達成されるということである。

CMIT は早くも1994 年にはGATS と両規約の共存と両立可能性の問題に着目し、両者に基づくOECD 加盟国の義務は、異なっているものの、両立可能であるとの結論を下した。OECD 加盟国はGATS と両規約を自由化への補完的かつ相互補助的なアプローチと見なしている。CMIT から提出された報告書を踏まえて、OECD 理事会は両規約を維持・

強化することで意見が一致している。これは、両規約を通じて達成された自由化の進展を守りたいと考えているためばかりでなく、今後もOECD 諸国がバランスのとれた世界的な自由化に向けて牽引役を果たして行きたいと考えているためでもある。

両規約にはこのアプローチを支える相対的な強みがある。第一に、両規約の方がいくつかの基本的な分野では適用範囲が広い。資本移動自由化規約は、資本移動の全分野を対象としている唯一の多国間取り決めであるばかりでなく、OECD 諸国と非加盟三カ国（アルゼンチン、チリ、ブラジル）が自国領土で活動する外国投資家を差別しないと誓約した（ただし、拘束力はない）「内国民待遇に関するOECD 理事会決定」とともに、経済のあらゆるセクターにおける外国直接投資と事業設立の自由化を推進している唯一の多国間取り決めでもある。第二に、両規約の「トップダウン」アプローチは、スタンスティールを確保し、規則の無差別的な性格を保証する上で効率的である。第三に、OECD の協調的な雰囲気によって投資とサービス貿易のグローバル化という世界的なトレンドが続く中で考慮に入れる必要のある経済・政策問題を討議・評価する余地が生まれる。

両規約はどのような成果を生んでいるか

両規約は40年間にわたってOECD 諸国が追求している自由化への個別的な道筋を協調精神でサポートする多国間枠組みを提供してきた。また、経済がさほど発展していない加盟国や一時的に経済的苦境に見舞われている加盟国が他の加盟国によるアドバイスや理解を得られる環境も作り出している。更に、加盟国の自由化努力を長期的に評価・比較できる有益な尺度にもなっている。

両規約に関する作業も貴重な情報をもたらしている。OECD のアプローチでは、自由化への取り組みは常に経済政治情勢の調査・分析を伴う。一例としてこの10年だけを見ても、外国直接投資、保険、専門的サービス、観光、銀行・金融サービスなどの経済活動について徹底的な審査が行われている。しばしばこれらの調査は学際的アプローチを駆使し、OECD の他部局の専門知識をフルに活用して行われており、一般に世界各国で公開されている。

当初から自由化規約が中心的な役割を果たしてきたのは新規加盟の際である。近年の大半の新規加盟（メキシコ、チェコ、韓国、ポーランド、スロバキア）を承認する際にこの点が再び明らかになっている。両規約は、OECD 加盟国の国際経済関係に関する基本的立場を共有しようとする新規加盟候補国の姿勢を測るツールになっている。新規加盟候補国は留保を付すことができ、新規加盟の際の留保リストは既存の加盟国

より長くてもよいとされている。ただし、新規加盟候補国は自国が十分な自由化段階に近づいていることを示さなければならず、必要があれば、OECD の基準に近づくよう既存の政策を改善しなければならない。

変貌を遂げつつある世界で両規約の今後の見通しはどうか

両規約は21世紀も引き続きOECD加盟国とその国民にとって有益な役割を果たして行くのだろうか。開かれた効率的な市場という究極的な目標に向かって目覚ましい進展が見られているが、課題もなお山積している。両規約はこれまで同様、OECD加盟国間における自由化の固定、更に自由化を進めていくダイナミックなプロセスの維持、進捗状況の監視などで、将来も極めて重要な役割を果たしていかなければならない。同時に、両規約はグローバル化の恩恵のバランスについて疑念が生じている今、討議と意見交換のための安定した環境も提供する。

しかし、両規約に基づく活動を取り巻く環境は刻々と変化している。1994年におけるウルグアイ・ラウンドの終結とWTO協定の採択によって国際経済関係をめぐる情勢は一変している。1998年に、グローバル化に伴う環境、労働、人権へのリスクや消費者問題、開発問題などへの憂慮を声高に叫ぶNGOなどに押される形で、多国間投資協定(MAI)に関する交渉は放棄された。その1年後には、自由化プロセスに弾みをつけようとしたWTOのシアトルサミットも失敗に終わった。両規約に基づく将来の活動は自由化のリスクに関する新たな懸念に目を瞑ることは許されない。また、資本とサービスの国境を越える移動への障害を取り除くことは関係者全員に長期的な恩恵をもたらすという両規約の土台になっている元々の考えを見失ってもならない。

両規約に基づく活動の焦点は加盟国のニーズに合わせて調整できる。両規約は今後も多くの方法で、OECD内ばかりでなく、WTO内の活動のサポートや、国際的な資本移動や金融市場統合に関する基準やベストプラクティスについて討議するG7プロセスへの補完的でより幅広いフォーラムとしても、バランスのとれた自由化を推進できる。OECDはその柔軟な組織構造によって、民間セクター、市民社会、学界の代表者が参加できるワークショップやセミナーを主催できる。非加盟国を取り込む新たなアプローチを開発することもできる。両規約に関する活動の一環として、CMITは随時、新たなあるいは特に複雑な経済セクターの分析を行い、意見が分かれている問題について理性的な討議を促すことができる。そうすることによって、CMITは随時、投資、金融、競争、消費者、環境、各セクターの専門家を結集して、OECDが持っている学際的アプローチへの潜在能力をフルに活用することができる。

Table of Contents

FOREWORD

PART I. OVERVIEW TO THE OECD CODES OF LIBERALISATION

PART II COMMENTARY

SECTION 1: THE ARTICLES OF THE CODES

Article 1 GENERAL UNDERTAKINGS

Article 2 MEASURES OF LIBERALISATION

Article 3 PUBLIC ORDER AND SECURITY

Article 4 OBLIGATIONS IN EXISTING MULTILATERAL INTERNATIONAL AGREEMENTS

Article 5 CONTROLS AND FORMALITIES

Article 6 EXECUTION OF TRANSFERS

Article 7 CLAUSES OF DEROGATION

Article 8 RIGHT TO BENEFIT FROM MEASURES OF LIBERALISATION

Article 9 NON-DISCRIMINATION

Article 10 EXCEPTIONS TO THE PRINCIPLE OF NON-DISCRIMINATION

SPECIAL CUSTOMS OR MONETARY SYSTEMS

Article 11 NOTIFICATION AND INFORMATION FROM MEMBERS

Article 12 NOTIFICATION AND EXAMINATION OF RESERVATIONS LODGED UNDER ARTICLE

Article 13 NOTIFICATION AND EXAMINATION OF DEROGATIONS MADE UNDER ARTICLE 7

Article 14 EXAMINATION OF DEROGATIONS MADE UNDER ARTICLE 7 MEMBERS IN THE PROCESS OF ECONOMIC DEVELOPMENT

Article 15 SPECIAL REPORT AND EXAMINATION CONCERNING DEROGATIONS MADE UNDER ARTICLE 7

Article 16 REFERENCE TO THE ORGANISATION INTERNAL ARRANGEMENTS

Article 17 REFERENCE TO THE ORGANISATION RETENTION, INTRODUCTION OR REINTRODUCTION OF RESTRICTIONS

Article 18 COMMITTEE ON CAPITAL MOVEMENTS AND INVISIBLE TRANSACTIONS

Article 19 COMMITTEE ON CAPITAL MOVEMENTS AND INVISIBLE TRANSACTIONS – SPECIAL TASKS

Article 20 SPECIAL TASKS

Article 20 DEFINITIONS

Article 22 WITHDRAWAL

SECTION 2: THE ANNEXES TO THE CODES: LISTS OF OPERATIONS

2.1 OPERATIONS COVERED BY THE CODE OF LIBERALISATION OF CAPITAL MOVEMENTS

I. DIRECT INVESTMENT

II. LIQUIDATION OF DIRECT INVESTMENT

III. OPERATIONS IN REAL ESTATE

IV. OPERATIONS IN SECURITIES ON CAPITAL MARKETS

V. OPERATIONS ON MONEY MARKETS

VI. OTHER OPERATIONS IN NEGOTIABLE INSTRUMENTS AND NON-SECURITISED CLAIMS

VII. OPERATIONS IN COLLECTIVE INVESTMENT SECURITIES

VIII. CREDITS DIRECTLY LINKED WITH INTERNATIONAL COMMERCIAL TRANSACTIONS OR WITH THE RENDERING OF INTERNATIONAL SERVICES

IX. FINANCIAL CREDITS AND LOANS

X. SURETIES, GUARANTEES AND FINANCIAL BACK-UP FACILITIES

XI. OPERATION OF DEPOSIT ACCOUNTS

XII. OPERATIONS IN FOREIGN EXCHANGE

XIII. LIFE ASSURANCE

XIV. PERSONAL CAPITAL MOVEMENTS

XV. PHYSICAL MOVEMENT OF CAPITAL ASSETS

XVI. DISPOSAL OF NON-RESIDENT-OWNED BLOCKED FUNDS

2.2 OPERATIONS COVERED BY THE CODE OF LIBERALISATION OF CURRENT INVISIBLE OPERATIONS

A. BUSINESS AND INDUSTRY

B. FOREIGN TRADE

C. TRANSPORT

D. INSURANCE

E. BANKING AND FINANCIAL SERVICES

F. INCOME FROM CAPITAL

G. TRAVEL AND TOURISM

H. FILMS

J. PERSONAL INCOME AND EXPENDITURE

K. PUBLIC INCOME AND EXPENDITURE

L. GENERAL

本概要 は下記の OECD 刊行物（英・仏）の抜粋を翻訳したものです。
***OECD Codes of Liberalisation of Capital Movements
and of Current Invisible Operations: User's Guide***
***Codes de l'OCDE de la libération des mouvements de capitaux
et des opérations invisibles courantes: Guide de référence***
© 2003, OECD

OECD 刊行物と概要はオンラインブックショップ (www.oecd.org/bookshop)
で入手可能です。

オンラインブックショップの「Title search」欄 に「overview」又は原書名を
ご入力下さい（概要は原書にリンクされています）。

概要は広報情報局著作権・翻訳課によって製作されています。
電子メール : rights@oecd.org
ファックス: +33 1 45 24 13 91



© OECD, 2003

本概要の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に
許可されます。